

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第38号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） 第2条第1項第17号に規定する電気事業者 又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)から(13)まで <省略></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <省略> <u>(瀬戸市道路占用料徴収条例の廃止)</u></p> <p>2 <省略> <u>(経過措置)</u></p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） 第2条第1項第10号に規定する電気事業者 <u>(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)</u> 又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)から(13)まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1 <省略></p> <p>2 <省略></p>

<p>3 <省略> <u>(瀬戸市財産条例の一部改正)</u></p>	<p>3 <省略></p>
<p>4 <省略> <u>(延滞金の割合の特例)</u></p>	<p>4 <省略></p>
<p>5 <u>当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例附則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。